

令和7年度居宅介護職員初任者研修事業について

1 目的

障害者がサービスの受け手としてではなく、サービス提供の担い手としての可能性を追求していくこと(職域拡大)を目的とし、障害者を対象とした居宅介護職員初任者研修を実施する。

併せて、障害者自らが、福祉サービスについての知識・技能を高めることで、老人福祉施設等への就労の可能性を広げつつ、地域への社会参加の契機とし、障害者、高齢者、児童等が共に集える地域コミュニティの創出の一翼となっていくことを目指す。

障害のある人もない人も共に和歌山に住んでよかったと実感できる共生社会の実現を目指す。

2 事業概要

① 対象者

県内に在住する障害者(在宅、施設利用者を問わない)で、高齢者・障害者等の介護に関わる業務に就労しようとする意欲のある者

身の回りのことが自分ででき、すべての開催日に参加でき、原則として自分で受講場所に通える者

② 実施主体

和歌山県

③ 実施方法

委託により実施(障害者に理解のある社会福祉法人等に委託)

④ 実施場所

紀北地域、紀南地域 各1会場

⑤ 募集定員

紀北地域 10名

紀南地域 10名

⑥ 研修内容

和歌山県居宅介護従業者等養成研修事業実施要綱第3条に規定する居宅介護職員初任者研修課程

(参考)和歌山県居宅介護従事者等養成研修事業

ア 研修課程及び研修対象者

課 程	研修時間	受講対象者
居宅介護職員初任者研修	134時間以上	居宅介護事業に従業する者又は従事することを希望する者

イ 研修修了期限

原則8か月以内

ウ 修了認定

・研修カリキュラムをすべて履修した者に対し修了認定を行い、修了証明書、修了証明

書(携帯用)を交付する。

- ・修了者名簿の管理を行うこと

エ やむを得ない場合により欠席した場合の補講の実施

和歌山県居宅介護職員初任者研修事業実施要綱第9条にて定める。

オ 実績報告書の提出

研修終了後60日以内に「研修実績報告書」を提出しなければならない。

3 事業実施方法

① 実施時期

令和7年7月～令和8年2月の間で実施を予定

② 実習施設

事業受託先の定めるところによる。

③ 受講者の決定

定員を上回る場合は、書類選考を行う。

④ 研修費用

受講するための教材費、研修施設への交通費、食事代などは参加者負担

⑤ 研修終了の認定方法

和歌山県居宅介護従業者養成研修事業実施要綱に規定するカリキュラムすべてを受講した者

⑥ 資格取得

本研修修了者には、居宅介護職員初任者課程の修了証明書を交付する。

4 委託予定額

紀北地域 1,584千円以内

紀南地域 1,484千円以内

※ 経費

講師謝金、講習補助員費、旅費、講習会場借上料、介護用品借上料、

実習会場借上料、事務費等を適切に積算してください。

※ 受講者はテキスト代を別途負担

(ただし、受講者の負担金については6,000円程度を上限とすること)

※ 見積金額については、事業の効率性、経済性の観点から、委託先選定審査項目の1つとしますので、十分御留意ください。